

家具転倒防止器具等 購入費補助制度



©稲沢市 いなっピー

【補助の対象世帯】

市内に居住し、稲沢市住民基本台帳に記録されている世帯（申請者は世帯主）

【補助対象器具等】

ポール、ベルト、マット、ストッパー、L字型金具、ガラス飛散防止フィルム、開き戸ロック、感震ブレーカー※など

【補助対象世帯】

1. 満65歳以上の高齢者の属する世帯
2. 要介護者（要介護1から5）又は障害者（身体障害者手帳1から3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A・B）の属する世帯
3. 児童扶養手当の支給を受けている母子家庭等世帯（満16歳以上の児童がいる世帯は除く）
4. その他の世帯

【補助金額】

1. 補助対象世帯の内1から3いずれかに該当する世帯は**購入費全額**

ただし、上限**10,000円**

2. 補助対象世帯の内4に該当する世帯は**購入費の2分の1**

ただし、上限**5,000円**

※補助金額については100円未満切り捨て

購入から30日以内の内訳が記載されている領収書（レシート）等が必要です。（世帯主の申請で、年度1回限り）

※感震ブレーカー…一定以上の揺れを感じると自動的に電気の供給を遮断するものであり、各家庭に設置することで出火を予防し、他の家庭等への延焼を防ぐことで、被害を大きく軽減することが期待されます。

稲沢市役所 防災安全課

☎0587-32-1111（代表）

☎0587-32-1275（ダイヤル）